

環境年表

年	月	国内	県
1937 (S12)		○各県立公園の指定	○隠岐、島根半島、三瓶、浜田
1956 (S31)	5	○水俣病顕在化	
1957 (S32)	6	○「自然公園法」制定	
1958 (S33)	11~12	○「工場排水規制法」「水質保全法」制定	
1959 (S34)	7	○熊大水俣病研究班、水俣病の病因として有機水銀説を発表	
1961 (S36)	3	○四日市にぜんそく患者多数発生	○県立自然公園条例制定
1962 (S37)	6	○「ばい煙規制」制定	
1963 (S38)	4		○大山国立公園に隠岐、島根半島三瓶山を編入、大山隠岐国立公園と改称
	7		○比婆道後帝釈国定公園の指定
	10	○日本で初めて原子力発電に成功(日本原子力研究所 JPDR)	
	12	○三島、沼津市にコンビナート進出反対運動	
1964 (S39)	4		○清水月山、宍道湖北山、鬼の舌震、立久恵峽、江川水系、蟠竜湖、匹見峽、青野山、各県立自然公園の指定
	6	○厚生省に公害課設置 ○阿賀野川有機水銀中毒患者発生(のち、阿賀野川水俣病)	
	9	○公害防止協定のはしり(横浜方式)	
	10	○東海道新幹線、営業開始	
1965 (S40)	6	○東京のゴミ捨て場“夢の島”でハエの大群発生	○雲月山県立自然公園の指定
1966 (S41)	4	○自然公園指導員制度の発足	
	7	○商業用原子力発電所運転開始	
1967 (S42)	4	○イタイイタイ病の原因は金属鉱山の排水、と小林岡大教授見解発表	
	5		○龍頭八重滝県立自然公園の指定
	6	○阿賀野川有機水銀中毒者、会社を相手に訴訟提起。いわゆる四大公害裁判の第1号	
	8	○「公害対策基本法」制定 (総合的な公害対策の第一歩)	
1968 (S43)	6	○「大気汚染防止法」「騒音規制法」制定	
1969 (S44)	1	○海中公園制度の法制化	○西中国山地国定公園の指定
	4		○薬務環境衛生課に公害係設置
	5	○初の「公害白書」を国会に報告	
	7		○島根県公害対策審議会の設置
	8		○第11回国立公園大会(三瓶山)
	11	○「新全国総合開発計画」閣議決定	
	12	○航空機騒音をめぐり大阪国際空港周辺の住民、国を相手に訴訟、夜間の離着陸禁止を要求(S49原告勝訴)	
1970 (S45)		この年、公害元年ともよばれる。	
	3		○騒音の規制地域指定(松江市)
	6	○「公害紛争処理法」制定	
	7	○東京杉並で光化学スモッグ被害	○「島根県公害防止条例」制定 ○国設大気汚染測定所(松江市)での測定開始
	8		○厚生部に公害対策室設置 ○笹ヶ谷鉱山公害基本調査実施、砒素汚染顕在化
	11		○公害審査委員候補者名簿方式による公害紛争処理制度が発足

環境年表

年	月	国内	県
	11～12	○「公害対策基本法」の改正（いわゆる調和条項の削除）をはじめ、公害関係法規の大幅な改正及び「水質汚濁防止法」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「農用地の土壌の汚染防止に関する法律」の制定	
1971 (S46)	6	○「悪臭防止法」制定	
	7	○環境庁発足 ○尾瀬沼の保全問題をきっかけに、自然保護の動き活性化	
	10		○島根県水質審議会の設置
1972 (S47)	1		○宍道湖でPCB汚染発生
	3		○島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定の締結（昭48年に改正） ○県自然保護基本条例制定 ○自然保護基本調査実施
	5	○初の「環境白書」発表	
	6	○「各種公共事業に係る環境保全対策について」閣議了解 ○ストックホルムで第1回国連人間環境会議“人間環境宣言”採択 ○「自然環境保全法」公布	
	7	公害等調整委員会発足	
	8	播磨灘を中心に赤潮大発生	○自然保護課、公害課の設置 ○騒音の規制地域指定（安来、出雲、平田、大田、江津、浜田、益田の7市） ○「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定書」に基づく環境放射能等測定計画を定め、事前調査を開始
	10		○大山隠岐国立公園日御碕海中公園地区の指定 ○水質環境基準類型指定（中海及び境水道） ○この年、弗素による蚕児及び農作物被害顕在化 ○宝満山鉾山周辺土壌汚染調査で銅汚染顕在化
1973 (S48)	1		○水質環境基準類型指定（浜田川及び浜田川河口海域）
	2		○島根半島沖廃油漂着事件発生
	3	○熊本地裁、水俣病訴訟判決 ○会社の過失責任を認め、賠償支払を命令（四大公害訴訟、一応の終結）	○「島根県自然環境保全条例」制定 ○水質環境基準類型指定（美保湾）
	4	○第一回自然環境保全基礎調査の実施（みどりの国勢調査）	○悪臭物質規制地域の指定（益田市）
	5		○島根県原子力発電所周辺環境安全対策協議会設置
	6	○「環境週間」設定	○島根県自然環境保全審議会の設置 ○県自然環境保全地域候補地21ヶ所の選定及び学術調査の実施 ○笹ヶ谷鉾山鉾害対策プロジェクトチーム編成（昭49に改称） ○第一回環境問題行事实施 ○水質環境基準類型指定（宍道湖（大橋川を含む）、斐伊川本川）
	7	○大山隠岐国立公園管理事務所の設置	○自然に親しむ県民運動設定
	8		○笹ヶ谷鉾山鉾害防止工事着工
	10	○「公害健康被害補償法」制定 ○自然環境保全基本方針閣議決定 ○国立・国定公園内特定民有地買上制度発足	

環境年表

年	月	国内	県
	11	○国立公園計画の再検討スタート	○「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例」施行（松江市、安来市、美保関町、東出雲町、八束町の中海（大橋川を除く）流域において、規制対象排水量を裾下げ） ○公害苦情件数ピーク（昭和48年461件）
1974 (S49)	2		○島根県自然保護指導員の任命
	3		○島根原子力発電所1号機営業運転開始
	4		○水質環境基準類型指定（益田川、高津川） ○悪臭物質規制地域の指定（浜田市、江津市） ○三瓶山と日御碕に美しくする会発足（国立公園美化清掃団体の先駆け）
	6	○自然保護憲章・自然保護憲章制定国民会議で採択	
	7		○島根県公害健康被害認定審査会の設置 ○一日自然観察を実施（嵩山、以降毎年、場所を選定して）
	7～8		○慢性砒素中毒症の健康被害者初認定（16名）
	9		○「島根県自然環境保全基本方針」を公表
	11	○国立公園内における各種行為に関する審査指針の制定	○この年「しまねの自然」（小学校副読本）作成
1975 (S50)	3		○中海淡水化影響委員会「中海の水質変化とその水質保全対策について」報告 ○騒音環境基準の類型指定（8市）
	4		○大山隠岐国立公園、日御碕駐在管理員（国立公園レンジャー）の配置 ○水質環境基準類型指定（江の川河口海域、神戸川及び神西湖）
	5	○原生自然環境保全地域の指定	
	7		○三瓶山志学開拓地（15.7ha）の買収
	8		○科学技術庁島根原子力連絡調整官事務所開設
	9		○騒音の規制地域の追加指定（松江市、江津市）
	11		○宝満山鉱山鉱害防止工事着工
	12		○農用地土壌汚染対策地域の指定（宝満山） ○大山隠岐国立公園隠岐浄土ヶ浦、代、国賀の各海中公園地区の指定
1976 (S51)	2		○中海水質汚濁防止対策協議会の設置
	3		○農用地土壌汚染対策地域の指定（笹ヶ谷）
	4		○県立自然公園計画の再検討スタート
	6	○「振動規制法」制定	○水質環境基準類型指定（静間川）
	7		○島根県自然公園協会の設置
	8		○「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例」の改正（規制対象地域を宍道湖・中海流域全域に拡大） ○弗素の規制地域指定（安来、江津、益田の3市）
	12		○「島根の環境保全」発表（以降毎年）
1977 (S52)	4		○自然保護課と公害課が統合され環境保全課発足 ○国分海岸、城山、鱒淵寺に美しくする会発足（県立自然公園美化清掃団体の先駆け）
	5	○昭和51年度版「環境白書」において、はじめて、“最近、全体的にみて、環境汚染の改善傾向が見られるようになった”と発表 ○環境保全長期計画策定	

環境年表

年	月	国内	県
	11		○自然環境保全地域の指定（赤名湿地性植物群落と六日市コウヤマキ自生林） ○中国自然歩道着工
	12		○島根半島沖廃油漂着事件、公害紛争処理法に基づく漁業被害補償調停成立（公調委扱）
1978 (S53)	1		○農用地土壌汚染対策計画の策定（笹ヶ谷、宝満山）及び事業者負担計画の策定（笹ヶ谷）
	3	○中国自然歩道の指定	
	4		○自然保護指導員公募
	6		○中国自然歩道モデルコースの開通式（石見銀山コース、以降毎年、コースごとに）
	9		○振動の規制地域指定（8市）
1979 (S54)	3	○米国スリー・マイル・アイランド原子力発電所事故発生	
	4		○「島根県保健医療基本計画」を発表。健康な生活と快適な環境を旨とするための60年度までの基本的な施策を策定
	6		○水質環境基準類型指定（北浦、波子等7海水浴場水域）
	10	○滋賀県「琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例」制定	○「環境管理計画のあり方について」取りまとめ
	11		○自然環境保全地域の指定（オキシクナゲ自生地）
	12	○「環境月間」設定	○農用地土壌汚染対策地域の指定（五十猛、左ヶ山）
1980 (S55)	3		○自動車排ガス測定局設置（松江市）
	4		○資源エネルギー庁島根運転管理専門官事務所開設
	5		○農用地土壌汚染対策計画の策定（五十猛） ○騒音環境基準類型指定（6町）
	7		○「島根県環境影響評価審査事務処理要領」の作成
	10		○騒音規制地域の見直し（江津市を除く7市）
	11		○「島根県合成洗剤対策要綱」の制定
	12	○茨城県「霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例」制定	
1981 (S56)	3		○「島根県自然保護基金条例」制定
	4	○環境影響評価法案を閣議決定の上、国会へ提出 ○日本原電（株）敦賀原子力発電所放射能漏洩事故発表	○「宍道湖等水質管理計画検討委員会」発足 ○宍道湖流域下水道東部処理区供用開始
1982 (S57)	3		○宝満山鉍山鉍害防止工事完了
	4		○環境保全課水質係を水質保全対策室に改編 ○「深夜騒音防止対策に係る指導指針」制定 ○自然保護指導員公募 ○弗素の規制地域指定解除（益田市）
	10		○清久鉍山鉍害防止工事着工 ○千丈溪県立自然公園の指定
	11		○自然環境保全地域の指定（西谷川オオサンショウウオ繁殖地） ○湖沼水質調査船「CLEAN LAKE」建造
	12	○「湖沼の窒素及びりんに係る環境基準」告示	
1983 (S58)	2		○「中海・宍道湖の富栄養化の防止に関する条例」住民の直接請求

環境年表

年	月	国内	県
	3		○笹ヶ谷鉱山鉱害防止工事完了 ○大気汚染測定局設置（江津市）
	5	○「浄化槽法」制定	
	11	○環境影響評価法案、衆議院で審議未了	
	12		○宍道湖・中海水質管理計画策定
1984 (S59)	3		○加賀潜戸特別保護地区買上
	4		○「宍道湖等水質管理計画検討委員会」を改組し、「宍道湖中海水質管理委員会」を発足
	5		○断魚溪・観音滝県立自然公園の指定
	7	○「湖沼水質保全特別措置法」制定	
	8	○環境影響評価実施要綱閣議決定	○国営中海土地改良事業宍道湖・中海淡水化試行の協議
1985 (S60)	3		○航空機騒音に係る環境基準の類型指定（斐川町の一部）
	5	○「窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る湖沼の指定」の施行（指定された地域に立地する特定事業場の規制項目に窒素、燐を追加）	○宍道湖、中海、神西湖が窒素含有量及び燐含有量についての排水基準に係る湖沼に指定されたその他、県内の主要なダム湖等が燐含有量についての排水基準に係る湖沼に指定された（以後、追加指定あり）
1986 (S61)	1	○都道府県、水質審議会廃止	○島根県水質審議会廃止、公害対策審議会へ統合 ○清久鉱山鉱害防止工事完了
	3		○石見地域環境利用ガイド作成
	4	○ソ連チェルノブイリ原子力発電所事故発生	○水質環境基準類型指定（宍道湖・中海の全窒素・全りん）
	5		○「島根県水質保全対策要綱・要領」の制定
	12		○「島根県スパイクタイヤ使用自粛要綱」制定
1987 (S62)	3		○騒音環境基準類型指定（4町）
	6	○「総合保養地域整備法」（リゾート法）制定 ○「第四次全国総合開発計画」（四全総）閣議決定	
	9		○自然環境保全地域の指定（女亀山）
	10	○「総合保養地域整備法に基づく国の基本方針」告示	
1988 (S63)	1		○「宍道湖・中海景観保全条例」住民直接請求
	3		○「島根県中海・宍道湖の富栄養化の防止に関する条例」（直接否決）
	5		○宍道湖・中海の淡水化試行について農林水産省が当分の間の延期を決定
	11		○「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例」の改正（BOD、CODの上乗せ排水基準強化及び全窒素、全りんの上乗せ排水基準設定）
	12		○宍道湖及び中海を湖沼法の指定湖沼に指定するよう内閣総理大臣に申出
1989 (H元)	1		○宍道湖・中海が湖沼法の指定湖沼に指定 ○宍道湖流域下水道西部処理区供用開始
	2		○島根原子力発電所2号機営業運転開始
	3		○「官能試験法による悪臭防止に関する指導指針」策定 ○「アスベスト対策方針」策定
	4		○三瓶フィールドミュージアム事業開始

環境年表

年	月	国内	県
	8		○「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例」の改正（みなし指定地域特定施設に係る上乘せ排水規制）
	10	○水質汚濁防止法の一部を改正する法律施行	
1990 (H2)	3		○「宍道湖及び中海に係る第1期湖沼水質保全計画」の策定
	5	○「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」示す（21物質）	
	6	○「水質汚濁防止法等の一部を改正する法律」公布（生活排水対策の推進の枠組み設定） ○スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律施行	
	7		○「湖沼水質保全特別措置法に基づく化学的酸素要求量に係る汚濁負荷量の規制基準」の施行 ○「湖沼水質保全特別措置法に基づく指定施設等の構造及び使用の方法に関する基準」の施行
	9		○「国際生態学シンポジウム島根'90」開催（松江市）
	10		○「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例等の一部を改正する条例」の施行（みなし指定地域特定施設等に名称改正）
1991 (H3)	3		○生活排水対策重点地域の指定（松江市の山居川、馬橋川、朝酌川及び忌部川流域） ○13市町村がスパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律に基づく指定地域として指定される。
	4	○「再生資源の利用の促進に関する法律」公布（10月18日施行）	○スパイクタイヤ使用規制指定地域内でのスパイクタイヤ使用禁止が施行 ○「島根県環境影響評価実施要綱」告示（8月1日施行）
	7		○「財団法人三瓶フィールドミュージアム財団」を設立 ○自然保護に関する普及啓発、調査研究、情報の収集及び提供等を実施
	8		○松江市・出雲市・安来市・平田市・玉湯町に悪臭規制地域を指定 ○浜田市・益田市・江津市の悪臭規制地域、規制基準等見直し
	10	○「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律」公布（平成4年7月4日施行）	○「島根県立三瓶自然館」がオープン
	12		○「ふるさと島根の景観づくり条例」公布（平成4年4月1日施行）
1992 (H4)	1		○「第1回しまね快適環境プラン検討会議」を開催（松江）
	3		○生活排水対策重点地域の指定（浜田市の浜田川及び浜田川河口海域流域） ○（財）島根県廃棄物管理センター設立
	6	○「絶滅のおそれのある野性動植物の種の保存に関する法律」公布（平成5年4月1日施行一部公布日同日施行）	
	7		○隠岐自然回帰の森（布施村） ○吉浦野営場（五箇村）がオープン
	10		○島根県地球環境対策推進本部設置

環境年表

年	月	国内	県
1993 (H5)	3	○水質汚濁に係る環境基準の一部を改正（平成5年3月8日）（健康項目の追加等）	○「しまね快適環境プラン」策定 ○環境事業団島根建設事務所開設
	4		○宍道湖景観形成地域における景観形成基本計画の策定 ○宍道湖周辺地域を宍道湖景観形成地域として指定（H5.4.1施行）
	5	○「生物多様性条約」の締結	
	6		○水質環境基準類型の指定及び見直し（神西湖） ○生活排水対策重点地域の指定（平田市の平田船川及び湯谷川流域）
	11	○「環境基本法」制定	○「神西湖水質管理計画」の策定
1994 (H6)	4		○宍道湖流域下水道宍道湖東部浄化センター窒素・りん高度処理開始
	8		○国連地球環境子供サミット・インしまね開催 ○島根県環境審議会設置
	9		○第一回島根県環境審議会（「環境保全に関する新たな条例のあり方」諮問）
	10		○廃棄物と生活環境を考える全国大会（第7回）開催
1995 (H7)	3		○「しまね快適環境プラン みんなの行動計画」策定 ○「宍道湖及び中海に係る第2期湖沼水質保全計画」の策定 ○水質環境基準類型指定（松江市内4河川、平田市内2河川） ○「島根県の貴重野生動植物リスト」の作成
	4		○「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例」の改正（神西湖流域に宍道湖・中海流域と同様の排水基準を設定、浜田川及び浜田川河口海域の流域の規制対象排水量を裾下げ）
	6	○「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」公布	
	7		○「島根県ごみ減量化再生利用推進計画」策定
	10	○「生物多様性国家戦略」の策定	
	11		○「湖沼水質保全特別措置法に基づく窒素含有量及び燐含有量に係る汚濁負荷量の規制基準」の施行 ○「環境保全に関する新たな条例のあり方」（答申）
1996 (H8)	3		○大気環境監視テレメータシステム整備
	5	○「大気汚染防止法の一部を改正する法律」公布	
	6	○「水質汚濁防止法の一部を改正する法律」公布	
1997 (H9)	1	○島根県隠岐島沖でロシア船籍タンカー「ナホトカ号」沈没、油流失事故 ○「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」策定	
	2	○ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンによる大気汚染に係る環境基準告示	○北東アジア地域酸性雨シンポジウム
	3	○動燃東海事業所アスファルト固化処理施設火災爆発事故 ○地下水の水質汚濁に係る環境基準の告示	○「しまねレッドデータブック」の刊行 ○島根県分別収集促進計画策定
	6	○「環境影響評価法」公布 ○「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部改正	

環境年表

年	月	国内	県
	10		○「島根県環境基本条例」の制定
	12	○「気候変動に関する国際連合枠組条約第3回締約国会議（地球温暖化防止京都会議）」開催	
1998 (H10)	3		○水質調査船「輝水」配備始
	4		○島根県環境放射線情報システム運用開
	5	○環境ホルモン戦略計画 SPEED' 98	
	6	○特定家庭用機器再商品化法公布 ○「最終処分場に係る共同命令」改正	
	9	○騒音に係る環境基準の改正告示	
	10	○「地球温暖化対策の推進に関する法律」制定	○鹿島町内で確認された活断層に係る島根原子力発電所1, 2号機の耐震安全性について、国により問題のないことが最終確認
	12	○ダイオキシン類規制基準適用開始	
1999 (H11)	1		○出雲地区特定産業廃棄物処理施設建設事業着工
	2	○水質汚濁に係る環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準の一部を改正（健康項目の追加）	○「島根県環境基本計画」の策定
	3	ダイオキシン対策指針（関係閣僚会議決定）	○「島根県ごみ処理広域化計画」策定
	7	○ダイオキシン類対策特別措置法公布（施行H12.1.15） ○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律公布（施行H13.1.6）	
	10		○「島根県環境影響評価条例」の制定
2000 (H12)	2		○第2期島根県分別収集促進計画策定 ○「宍道湖及び中海に係る第3期湖沼水質保全計画」の策定
	3		○「島根県地球温暖化対策推進計画」、「環境にやさしい率先実行計画」策定
	4	○「容器包装リサイクル法」完全施行	
	5	○「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」公布 ○「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」公布	
	6	○「循環型社会形成推進基本法」公布 ○「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」改正 ○「廃棄物処理法」改正 ○「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」公布	
	9		○農林水産省が国営中海土地改良事業（干拓）本庄工区の干陸中止を決定
2001 (H13)	1	○「循環型社会形成推進基本法」施行	
	3	○土壌の汚染に係る環境基準の一部改正（項目の追加）	
	4	○「家電リサイクル法」完全施行	
	5	○「食品リサイクル法」完全施行 ○「廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」策定 ○「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」一部施行	

環境年表

年	月	国内	県
	6	○「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）」公布 ○「浄化槽法の一部を改正する法律」公布	
	7	○「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特措法）」の施行	
	10	○廃肉骨粉を環境大臣が定める一般廃棄物に追加	
	12	○第一種フロン類回収業者の登録申請開始 ○日本の重要湿地（500ヶ所）の選定	○フロン回収破壊法関係登録申請に係る「島根県手数料条例の一部改正」の策定
2002 (H14)	1	○「廃棄物処理法施行令」改正（し尿等の海洋投入の禁止）	
	3	○「新・生物多様性国家戦略」決定 ○「地球温暖化対策推進大綱」改定	○「しまね循環型社会推進計画」策定
	4		○「島根県大気汚染緊急時対策要綱」施行
	5	○「建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」完全施行 ○「土壌汚染対策法」公布	
	6	「地球温暖化対策推進法」改正	
	7	○水質汚濁防止法施行令の一部改正（排水基準の有害物質追加等） ○「使用済自動車の再資源化等に関する（自動車リサイクル法）」公布	○農林水産大臣が宍道湖・中海の淡水化について中止を表明
	12	○「自然再生推進法」公布	
2003 (H15)	1		○「湖沼水質保全特別措置法第19条に基づく指定施設等の構造及び使用の方法に関する基準を定める条例」の施行（平成2年4月24日告示の条例化）
	2		○県本庁舎 ISO14001 認証取得
	3	○「循環型社会形成推進基本計画」閣議決定・国会報告	
	7	○「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（環境保全活動・環境教育推進法）」公布	
2004 (H16)	3		○「しまねレッドデータブック」改訂
	4		○国立公園に係る許可事務が国に移管 ○ふれあいの里奥出雲公園のリニューアルオープン
	6	○「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（特定外来生物法）」公布 ○「景観法」公布	○「島根県産業廃棄物減量税条例」公布（平成17年4月1日施行）
	8		○「しまねグリーン製品認定制度」創設
2005 (H17)	1	○「自動車リサイクル法」完全施行	
	2	○京都議定書発効	○「島根県地球温暖化対策推進計画」改定
	3	○環境影響評価基本的事項の改正	○「環境にやさしい率先実行計画」（第2期）～地球を守る県庁チャレンジプラン～策定 ○「宍道湖及び中海に係る第4期湖沼水質保全計画」策定 ○「神西湖水環境保全指針」策定
	4	○「京都議定書目標達成計画」策定	
	9		○「第4期島根県分別収集促進計画」策定
	11		○宍道湖と中海がラムサール条約湿地に登録
2006 (H18)	1		○「しまね ESCO 事業導入マスタープラン」策定

環境年表

年	月	国内	県
	2		○「島根県環境基本計画」改定
	3	○「第三次環境基本計画」策定	○「しまね循環型社会推進計画（後期計画）」策定
	6	○「容器包装リサイクル法」改正	
	7		○ウスイロヒヨウモントビが大山隠岐国立公園（三瓶山地域）の指定動物に指定
2007 (H19)	6	○「エコツアーリズム推進法」公布 ○「食品リサイクル法」改正	
	9		○「第5期島根県分別収集促進計画」策定
	11	○「第三次生物多様性国家戦略」策定	
2008 (H20)	2		○「KODOMO ラムサール〈中海・宍道湖〉全国湿地交流」開催
	3	○「第2次循環型社会形成推進基本計画」策定	
	4	○「京都議定書第1約束期間」開始 2008～2012年	
	6	○「生物多様性基本法」公布 ○「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正 ○「石綿による健康被害の救済に関する法律」改正	
2009 (H21)	7	○「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（海岸漂着物処理推進法）公布	○中国自然歩道全路線の見直し
	12	○COP15（気候変動枠組条約第15回締約国会議）開催。鳩山総理大臣が前提条件付で「2020年までに90年比25%の削減を目指す」と表明	
2010 (H22)	3		○「第5期湖沼水質保全計画」策定 ○「島根県希少野生動植物の保護に関する条例」制定
	4	○「土壌汚染対策法」改正	
	5	○「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」改正 ○「大気汚染防止法」改正 ○「水質汚濁防止法」改正	
	10	○COP10（生物多様性条約第10回締結国会議）名古屋開催	○ラムサール条約登録5周年記念展示・シンポジウム開催
	12		○希少種条例に基づく指定希少野生動植物を指定（ダイコクコガネ、オニバス）
2011 (H23)	3		○「第2期島根県環境基本計画」策定 ○「第2期しまね循環型社会推進計画」策定 ○「島根県地球温暖化対策実行計画」策定
	4	○「環境影響評価法」改正	
	6	○「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」改正	
	7		○「三瓶自然館サヒメル」20周年式典開催
2012 (H24)	1		○しまねCO2ダイエット作戦PRキャラクター「エコも」作成
	3		○希少種条例に基づく指定希少野生動植物を指定（ヒメバイカモ、ミナミアカヒレタビラ、カラハンミョウ）
	4	○「第四次環境基本計画」閣議決定	
	8	○「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」公布	
	10		○「島根県環境影響評価条例」改正（平成25年4月1日（一部は同年10月1日）施行）

環境年表

年	月	国内	県
2013 (H25)	3		○「しまねレッドデータブック」植物編を改訂